

第 1 0 回相良村議会 9 月定例会会議録

令和 5 年 9 月 2 0 日（水）開会

（第 3 号）

相 良 村 議 会

令和5年第10回相良村議会定例会（第3号）

令和5年9月20日

午前10時00分開会

於 会議場

1. 議事日程

- 日程第1 委員会審査の結果報告
総務文教常任委員長報告
認定第1号、議案第54号から議案第55号
産業福祉常任委員長報告
認定第2号から認定第6号、議案第56号から議案第58号
(質疑・討論・採決)
- 日程第2 発委第2号 相良村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定
について
(質疑・討論・採決)
- 日程第3 発委第3号 相良村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 相良村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第5 発議第3号 相良村犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例の制定
について
(質疑・討論・採決)
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 閉会中の継続調査申し出の件
(議会運営委員会・常任委員会・特別委員会)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 川 邊 一 徳 君 | 7番 高 岡 重 盛 君 |
| 2番 坂 田 朋 美 君 | 8番 小 善 満 子 君 |
| 3番 永 田 博 人 君 | 9番 市 岡 智 恵 君 |
| 4番 徳 田 正 臣 君 | 10番 黒 木 正 照 君 |
| 5番 中 村 重 道 君 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

6番 西 本 巳喜男 君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(9名)

村 長	吉 松 啓 一 君	建 設 課 長	大 土 手 寛 君
教 育 長	緒 方 俊一郎 君	教 育 課 長	出 合 宏 光 君
総 務 課 長	川 邊 俊 二 君	保健福祉課長	平 川 千 春 君
会 計 管 理 者	渋 谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長	倉 田 雅 弘 君
税 務 課 長	平 田 智 博 君		

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分



○議長(黒木正照君) おはようございます。ただいまの出席議員数は 9 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。4 番議員、徳田正臣君から発言の申し出がありますので、これを許可します。4 番議員、徳田正臣君。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

○4 番(徳田正臣君) 皆さん、おはようございます。発言の取消申出書についてでございます。9 月 19 日の会議におきまして、私の発言において不適切な表現があったため取り消したいので、議会において許可されるよう、会議規則第 64 条の規定により申し入れます。それともう 1 点、発言訂正申出書でございます。9 月 19 日の会議において下記の私の発言は誤りがあったため、一般質問のところでございます、字句を訂正したいので議長において許可されるよう、会議規則第 64 条の規定により申し入れます。訂正した発言でございますが、あさざり町と申しましたけどこれは多良木町の言い誤りでございます。以上、訂正いたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) ただいま、徳田正臣君から、9 月 19 日の会議における発言について、会議規則第 64 条の規定によって、発言の取消し及び訂正の申し出がありました。お諮りします。配布しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出を、許可することにご異議ございませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、徳田正臣君からの発言取消しの申し出を許可することに決定しました。



日程第 1 委員会審査の結果報告

○議長(黒木正照君) それでは、日程に従いまして、日程第 1、去る 12 日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました認定第 1 号、令和 4 年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第 6 号、令和 4 年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで並びに議案第 54 号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第 58 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号まで、常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、高岡重盛君。

{「はい、議長。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長(高岡重盛君) 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員長、報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第 76 条の規定により報告い

たします。当委員会に付託されました案件は、認定第1号、令和4年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第55号、令和5年度相良村一般会計補正予算第7号の3件でございます。12日からの連合審査及び15日の常任委員会において慎重審議しました結果、認定第1号、令和4年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定については、村税の収納率は上昇しているが、電柱共架等使用料など必要な見直しを行い、経費削減に努めるよう意見がありましたが、委員全員賛成で認定すべきものと決しました。議案第54号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、相良中学校の部活動の地域移行について必要な事項を協議するため委員会を設置するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第55号、令和5年度相良村一般会計補正予算第7号については、木造住宅建設補助金の増額、地域優良賃貸住宅整備事業の設計及び用地購入に係る増額のほか、財政調整基金に7,549万円、土地開発基金に1,946万5,000円、学校建設等基金に6,999万9,000円を積み立てるものです。学校建設等基金については、校舎建て替えの計画に基づき基金を積み立てていく必要があるとの意見がありました。また、住民サービスにスピード感が必要だと思うが、村づくりは1年間をしっかりと見据え、グランドデザインのもとで当初予算を作るべきであるのに、年度末に多額の不用額が出ている。令和2年の災害時ならば、災害復旧復興のために緊急的に出てくる案件や、補正予算が出てくるのは仕方がないが、計画的な村づくりに基づいての当初予算編成となっていないのではないかと意見もありましたが、必要な予算として賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますよう、よろしくお願いして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長(黒木正照君) 次に、産業福祉常任委員長、中村重道君。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

○産業福祉常任委員長(中村重道君) 皆様、おはようございます。産業福祉常任委員長、報告します。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果につきまして、会議規則第76条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、認定第2号、令和4年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、令和4年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、令和4年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、令和4年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、令和4年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、令和5年度相良村簡易水道特別会計補正予算第2号、議案第57号、令和5年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第2号及び議案第58号、令和5年度相良村介護保険特別会計補正予算第1号の8件でございます。12日からの連合審査及び15日の常任委員会において慎重審

議しました結果、認定第2号から認定第6号までの特別会計の決算については、委員全員賛成で認定すべきものと決しました。なお、簡易水道特別会計及び農業集落排水特別会計については、一般会計からの繰入金が多い状況であり、簡易水道については広域化の協議も行われているが、資材の共同管理等については速やかに協議を進められたいとの意見がありました。議案第56号、令和5年度相良村簡易水道特別会計補正予算第2号は、田代地区簡易水道浄水施設のろ過装置設置に係る測量設計委託を行うものであり、必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第57号、令和5年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第2号は、個人住宅の新築等に伴い公共枿を新規に設置するため工事請負費を増額するものであり、必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第58号、令和5年度相良村介護保険特別会計補正予算第1号については、地域自立生活支援事業として成年後見の村長申立てに係る費用や、令和4年度の事業実績により保険給付費及び地域支援事業費の返還を行うものであり、必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますよう、よろしくお願いして、産業福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長(黒木正照君) 以上で、委員長の報告を終わります。これから、委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。反対の立場ではありますが、認定第1号、令和4年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定につきましてであります。委員会ではぎりぎりの判断で賛成いたしました。その後、更に熟慮を重ねた結果、本会議での採決では反対に至ったところであります。それは予算の編成を見れば村長の村づくりの姿勢が分かると言われておりますが、令和5年度までの4年間を見てみると、行き当たり、場当たりのどのような村づくりをしたいのか、どうやって村民生活を豊かにしたいのかが見えてこないわけでありまして、結果的に、安易に予算を認める議会の問題もあると思います。大きいと思いますが、まずは村づくりイコール予算を作る段階での執行部の慎重さが欠けていると思います。特に補正予算に至っては安易な提出を感じ、必ず、これも議会の問題ではありますが、慎重審議なしに可決するという状況でありまして、結局は繰越分が多くて、アドバランはバーンと上げて、繰越分が大きく、多額の不用額が生じているところであります。実質収支比率も12%弱という異常な高さであります。議会も含め、議会制度の健全化を期待して、もうこの令和4年度一般会計歳入歳出予算認定には反対いたすところであります。それともう一つ、議案第55号、

令和５年度相良村一般会計補正予算第７号につきましてですが、同様な趣旨でこちら
も反対したいと思っているところで、反対であります。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の
発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わり
ます。これから採決します。この採決は起立によって行います。はじめに、認定第１
号、令和４年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算
に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認
定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立多数です。したがって、認定第１号については、委員長の
報告のとおり認定することに決定しました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、認定第２号、令和４年度相良村国民健康保険特別会計歳
入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とす
るものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願
います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、認定第２号については、委員長の
報告のとおり認定することに決定しました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、認定第３号、令和４年度相良村簡易水道特別会計歳入歳
出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするも
のものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願
います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、認定第３号については、委員長の
報告のとおり認定することに決定しました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、認定第４号、令和４年度相良村農業集落排水特別会計歳
入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とす
るものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願
います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、認定第４号については、委員長の
報告のとおり認定することに決定しました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、認定第５号、令和４年度相良村介護保険特別会計歳入歳

出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、認定第5号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、認定第6号、令和4年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、認定第6号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第54号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第55号、令和5年度相良村一般会計補正予算第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号、令和5年度相良村一般会計補正予算第7号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立多数です。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

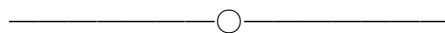
○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第56号、令和5年度相良村簡易水道特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号、令和5年度相良村簡易水道特別会計補正予算第2号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長の報告のと

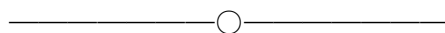
おり可決されました。



- 議長(黒木正照君) 次に、議案第 57 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 57 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 2 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

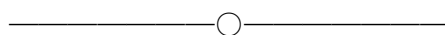
- 議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長(黒木正照君) 次に、議案第 58 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 58 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

- 議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第 2 発委第 2 号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、発委第 2 号、相良村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。趣旨説明を提出者に求めます。議会運営委員長、高岡重盛君。

{「はい、議長。」と、議会運営委員長。}

- 議会運営委員長(高岡重盛君) 発委第 2 号、相良村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について説明いたします。今回の条例制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、地方公共団体の議会の議員個人による請負に関する規制が緩和されましたが、議員と相良村の請負があった場合に、これを公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定に基づき提出するものです。議員各位におかれましては、相良村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につきまして、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長(黒木正照君) 趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終

われます。これから発委第2号、相良村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第2号、相良村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。



日程第3 発委第3号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第3、発委第3号、相良村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。趣旨説明を提出者に求めます。議会運営委員長、高岡重盛君。

{「はい、議長。」と、議会運営委員長。}

○議会運営委員長(高岡重盛君) 発委第3号、相良村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。今回の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正により、地方公共団体の議会の議員個人による請負に関する規制が緩和されたことを受け、本改正との整合性を図るため、議員の配偶者及び2親等以内の親族の村との契約についての規制を緩和するため、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定に基づき提出するものです。議員各位におかれましては、相良村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(黒木正照君) 趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発委第3号、相良村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第3号、相良村政治倫理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。



日程第4 相良村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長(黒木正照君) 次に、日程第4、相良村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。相良村選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が9月20日をもって任期

満了となります。よって、これから委員並びに補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。これから指名します。選挙管理委員会委員には、中村秀樹君、東喜八君、池田久美君、上村良信君、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名した方を相良村選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、中村秀樹君、東喜八君、池田久美君、上村良信君、以上の方が、相良村選挙管理委員会委員に当選されました。次に、相良村選挙管理委員会委員補充員について指名します。相良村選挙管理委員会委員補充員には、第 1 順位、岡村泰治君、第 2 順位、宮竹義昭君、第 3 順位、江嶋邦子君、第 4 順位、上原昭光君、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました方を相良村選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、第 1 順位、岡村泰治君、第 2 順位、宮竹義昭君、第 3 順位、江嶋邦子君、第 4 順位、上原昭光君、以上の方が、順序のとおり相良村選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

○議長(黒木正照君) ここで暫時休憩をとります。

○

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 32 分

○

日程第 5 発議第 3 号

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 5、発議第 3 号、相良村犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例の制定についてを議題とします。趣旨説明を提出者に求めます。4 番議員、徳田正臣君。

{「はい、議長。」と、4 番議員。}

○4 番(徳田正臣君) はい。発議第 3 号につきまして趣旨説明をいたします。相良村犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例の制定についてということでございます。提

案理由は、この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、相良村における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利、利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的として制定するものであります。併せて、犯罪行為が多様化、かつ、増大化する社会にあつて、自治体の責務を明確化することにより、犯罪行為の抑止力、一般予防効果、専門用語であります。この言葉自体は、に繋がるとの思いからの制定であります。以上、可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) 2番、坂田です。提出者にお尋ねいたします。この条例のほうなんですけども、近隣市町村又は全国市町村の制定状況が分かれば教えていただければと思います。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。犯罪被害者基本法というのは、平成16年に法律自体が制定されたものでありまして、これは令和5年7月29日の段階で、まず都道府県におきましては、岩手県を除く46団体が制定しておりまして、政令指定都市を含めまして全国で619の市町村、ほぼ35パーセント、全国の自治体の40パーセント近くに、もう既になっているという情報もありますけども、それぐらいの制定状況であります。ちなみに全国で一番先駆けて制定されたのは埼玉県の嵐山町というところで、平成11年であります。これは法律の制定に先立って条例ができたという、すごい素晴らしい取り組みをされてる自治体であります。県内におきましては令和4年の現在で長洲町と南阿蘇村が制定しているところでありまして、人吉球磨は、まだ1件もないです。ちなみに、九州管内におきましては、大分、長崎、佐賀は、すべての自治体が制定してるところであります。この熊本県に至っては制定率が非常に低いわけでありまして、この度、松村祥史参議院議員が国家公安委員長として、国家公安委員長というのはご存知のとおり、警察庁を束ねるトップでありますので、警察庁のほうがこの制定を推進しておりますので、どうかこの人吉球磨で、相良村がトップを切って制定できればということであります。以上、答弁したところでございます。

○2番(坂田朋美君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい。制定状況は分かりました。質疑のほうは終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の

発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、2番議員。}

はい、2番議員。

○2番(坂田朋美君) はい、賛成です。賛成討論を行います。最近なんですけども、通り魔的な事件が多く、都会、田舎を問わずに起こっております。治安の悪化を大変強く感じております。被害に遭われた本人はもちろん、遺族、家族にも精神的、経済的に負担が大きく、支援体制もまだまだ十分ではないと考えられます。犯罪被害に遭う人は社会で普通に暮らされている人で、いつ犯罪被害者になるかもしれません。1日も早く条例を制定して支援強化すべきだと思います。また、条例制定により、犯罪の抑止力にもなると思います。よって、条例制定に賛成いたします。以上です。

○議長(黒木正照君) はい、次に、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第3号、相良村犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第3号、相良村犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立少数です。したがって、発議第3号は否決されました。



日程第6 議員派遣の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第6、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第128条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。



日程第7 閉会中の継続調査申し出の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第7、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会の各委員長から委員会において、所掌事務及び、ちょっと暫時休憩します。



休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 41 分



○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 7、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会、川辺川ダム・治水対策特別委員会の各委員長から、委員会において、所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第 74 条の規定により、配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長(黒木正照君) ただいま、議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 45 条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和 5 年第 10 回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午前 10 時 43 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員